

非課税 ( 福利厚生施設 消防用設備等 ) 面積の内訳書

(注) この内訳書には、非課税施設に係る事業所用家屋の平面図・求積表を添付してください。

法人番号				事業所等 名称					
氏名又は 名称				事業所等 所在地					
1. 勤労者の福利 厚生施設 ( 法第701条の34 第3項第26号 ) の内訳	全部 非課税	食堂			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
		休憩室 ( 業務用施設 ( 休憩室等の義務施設等 ) であると認められるもの以外 )			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
		娯楽室			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
		その他	( )		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
		その他	( )		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
1 合計					m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
2. 特定防火対象 物 ( 百貨店、旅館 その他多数の者が 出入する施設 ) に 設置される消防用 設備等 ( 法第701条の34 第4項 ) の内訳  ※ 条例に基づき設置 された避難通路とは、 消防法施行規則第3条 ( 消防計画 ) 第1項第4 号に規定する避難通路 であり、藤沢市火災予 防条例の適用を受ける ものをいいます。	消防用 設備等 ( 非常 電源を含む )	全部 非課税	消火設備 < スプリンクラー設備・二酸化炭素 消火設備・動力消防ポンプ設備等 >			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
			警報設備 < 自動火災報知設備等 >			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
			避難設備 < 救助袋、緩降機等 >			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
			消防用水 < 防火水槽等 >			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
			消火活動上必要な施設			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
			小 計		ア	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	防災に 関する 設備等	2 分の 1 非 課 税	全部 非課税	建築基準法 第35条に規定す る施設又は設備	避難階段・特別避難階段		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
					排煙設備 非常用の照明装置 ( 予備電源を含む )		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
						非常用の進入口 ( パルコニーを含む )		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
						非常用エレベーター ( 予備電源を含む )		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
					※藤沢市火災予防条例の規定に基づき設置された 避難通路でスプリンクラー設備の有効範囲内のもの			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			小 計		イ	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
2 分の 1 非 課 税			2 分の 1 非 課 税	全部 非課税	建築基準法 第35条に規定す る施設又は設備	廊 下		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
						避難階又は地上へ通ずる直接階段		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
						避難階における屋外への出入口		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
						建築基準法施行令第20条の2第2号ハに規定する 中央管理室			m <sup>2</sup>
				建築基準法施行令 第112条第11項に規定 する建築物の部分で同 項の規定により区画さ れているもの	階段の部分		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
					エレベーター の昇降路 昇降機 ( エスカレーター ) の部分 ダムウエーター の部分		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		ダクトスペースの部分等			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
		※藤沢市火災予防条例の規定に基づき設置された 避難通路			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
		藤沢市火災予防条例の規定に基づき設置された喫煙所			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
		その他 ( 行政命令に基づき設置するもの )			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
		計		ウ	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
		小 計 ( (ウ) × 1 / 2 )		エ	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
2 合計		ア + イ + エ			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			

記載要領

- この内訳書は、法第701条の34第3項第26号又は法第701条の34第4項に該当する場合のみ記載すること。
- この内訳書の合計は第44号様式別表2、第44号様式別表4のそれぞれの条項に相当する数値と一致すること。
- 福利厚生施設には、社員寮及び社宅のように人の居住の用に供するものは、含まれないものであること。